証券コード　4349
平成27年６月５日

株　主　各　位

名古屋市熱田区三番町21番８号
株式会社　テ　ス　ク
代表取締役社長　　梅　田　　源

第41期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第41期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年６月23日（火曜日）午後５時45分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月24日（水曜日）午前10時
２．場　　所　名古屋市熱田区三番町21番８号　本社２階会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項　第41期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　資本準備金の額の減少及び資本金の額の増加の件
第３号議案　定款一部変更の件
第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件
第５号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
第７号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
第８号議案　会計監査人選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.kktisc.co.jp/）に掲載いたしますのでご了承ください。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、政府による経済対策や日銀による金融政策等を背景に企業の収益改善、雇用環境の回復等、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、消費税率引き上げや円安による個人消費の減速、物価上昇、人材不足や人件費高騰など企業を取り巻く環境は、依然として先行き不透明な状況となっております。

当情報サービス業界におきましては、企業の収益改善を背景に企業の情報化投資は回復傾向にあります。

このような状況下、当社におきましては既存顧客の満足度向上、新規顧客の開拓など、流通業のお客様からの受注の確保に努めてまいりましたが、不採算案件の発生等により、当事業年度の売上高は10億64百万円（前年同期比82.8%）となりました。利益面では、営業利益は21百万円（前年同期比27.6%）、経常利益は31百万円（前年同期比37.2%）、当期純利益は41百万円（前年同期比87.6%）となりました。

事業の品目別の業績は、システム開発売上は、売上高８億11百万円（前年同期比85.1%）、売上総利益２億69百万円（前年同期比91.3%）、商品売上は、売上高２億52百万円（前年同期比76.1%）、売上総利益46百万円（前年同期比60.8%）となりました。

品目別の売上状況につきましては次のとおりであります。

品　目	第　40　期		第　41　期	
	売　上　高	構　成　比	売　上　高	構　成　比
	（千円）	（%）	（千円）	（%）
システム開発売上高	953,726	74.2	811,349	76.2
商　品　売　上　高	332,087	25.8	252,731	23.8
合　　計	1,285,813	100.0	1,064,081	100.0

（注）　上記金額には、消費税等は含まれておりません。

② 設備投資の状況
特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況
特記すべき事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

（単位：千円）

区　　分	平成23年度（第38期）	平成24年度（第39期）	平成25年度（第40期）	平成26年度（第41期）
売上高	1,051,622	1,110,230	1,285,813	1,064,081
営業利益	27,880	45,063	79,507	21,962
経常利益	34,173	50,696	84,273	31,376
当期純利益	16,160	36,465	47,777	41,868
１株当たり当期純利益	４円63銭	10円46銭	13円72銭	12円２銭
総資産	1,121,367	1,166,473	1,215,731	1,244,509
純資産	668,643	710,305	735,902	797,221

(3) 重要な親会社及び子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題
今後の見通しにつきましては、企業収益は回復傾向にあるものの、円安による物価上昇、人材不足による人件費高騰など企業を取り巻く環境は引き続き先行き不透明な状況が続くものと思われます。

また、コスト削減要請や企業間競争の激化など、引き続き厳しい環境が続くものと思われます。

このような状況下、当社は以下の課題に取り組み、収益の確保に努めてまいります。

① 当社製品の機能強化とサービスの提供範囲を拡大してまいります。
② 魅力ある製品、サービスを提供するため、社員のスキル向上を図ってまいります。
③ プロジェクト管理の強化により、不採算案件の発生防止を図ってまいります。

今後とも経営基盤の強化及び業績の向上に努める所存でございます。

株主の皆様におかれましては、一層のご理解ご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

当社は、流通業を主要顧客とし、

・受託ソフトウエア開発
・パッケージ・ソフトウエアの開発・販売
・ソフトウエア運用支援業務の受託
・コンピュータ機器販売
・コンピュータ機器保守業務の受託

を主として行っております。

(6) 主要な事業所（平成27年３月31日現在）

名　　称	所　　在　　地
本　　社	名古屋市熱田区三番町21番８号
東京事業所	東京都中央区

(7) 使用人の状況（平成27年３月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
90名	1名減	38.1歳	14.3年

(8) 主要な借入先の状況（平成27年３月31日現在）

借　　入　　先	借　入　金　残　高
株式会社名古屋銀行	27,480千円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	15,000千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．株式に関する事項（平成27年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　12,000,000株

(2) 発行済株式の総数　3,500,000株

（自己株式　17,858株含む）

(3) 株主数　214名

(4) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
梅田　涉	604,000株	17.34%
テスク従業員持株会	530,140	15.22
株式会社トーカン	243,000	6.97
梅田　源	220,000	6.31
ＪＢＣＣﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ株式会社	150,000	4.30
株式会社名古屋銀行	140,000	4.02
菊水化学工業株式会社	117,000	3.36
株式会社シーアイエス	80,000	2.29
兵藤　光沖	69,910	2.00
徳倉建設株式会社	67,000	1.92

（注）　持株比率は自己株式（17,858株）を控除して計算しております。

３．新株予約権等に関する事項（平成27年３月31日現在）

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	梅田　　涉	
代表取締役社長	梅田　　源	
取締役	山田正明	第五システム部長
取締役	稲葉史玉	東日本システム部長
取締役	岡本匡弘	管理部長
取締役	三浦英二	営業部長
常勤監査役	横山真次	
監査役	藤橋武久	
監査役	佐々木和實	

（注）１．監査役は全員、社外監査役であります。
２．監査役藤橋武久氏は、名古屋証券取引所の規則に定める独立役員として取引所に届け出ております。
３．当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。

氏　　名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
山形慎二	平成26年６月25日	辞任	
吉岡孝徳	平成26年７月21日	辞任	小売事業担当

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の総額
取締役	８名	46,796千円
監査役 （うち社外監査役分）	３名 （３名）	4,200千円 （4,200千円）
合計 （うち社外役員分）	11名 （３名）	50,996千円 （4,200千円）

（注）１．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．上記には、平成26年６月25日開催の第40期定時株主総会終結の時をもって辞任により退任した取締役１名及び平成26年７月21日辞任により退任した取締役１名を含んでおります。
３．取締役の報酬額は、平成12年６月22日開催の第26期定時株主総会において年額90,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

4．監査役の報酬額は、平成13年６月27日開催の第27期定時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

	活動状況及び発言状況
監査役 横山真次	当事業年度に開催された取締役会13回全て、監査役会13回全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、当社の経営に対し、適宜必要な発言を行っております。
監査役 藤橋武久	当事業年度に開催された取締役会13回全て、監査役会13回全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、当社の経営に対し、適宜必要な発言を行っております。
監査役 佐々木和實	当事業年度に開催された取締役会13回全て、監査役会13回全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、当社の経営に対し、適宜必要な発言を行っております。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬の額

	報酬等の総額
当事業年度に係る会計監査人の報酬の額	11,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	11,000千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

６．業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①取締役及び使用人が法令や諸規程を遵守し、社会規範に則した行動を行うために、コンプライアンスガイドラインを定め、常に良識ある企業活動を行うことを徹底する。

②コンプライアンスに関する相談・報告窓口を設けており、問題点を把握するとともに必要な改善を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、法令・社内規程に基づき、適切に保存・管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

重要なリスクが発生した場合には、取締役会等において対処方法を審議する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①毎月、定例取締役会を開催するほか、必要の都度、臨時取締役会を開催し、重要事項の決議及び取締役の業務執行状況の監督を行う。

②全社及び各部門の目標値を設定し、その実績並びに進捗状況を業績検討会議にて報告、検討することにより、その達成と収益の確保を図る。

(5) 監査役の職務を補助する使用人に関する体制

必要に応じて監査役補助者を置くこととし、その任命・異動については監査役の同意を受けるものとする。また、その補助者の評価については監査役の意見を聴取するものとする。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

①監査役は、取締役会等の重要会議に出席し、業務の執行状況や経理の状況などについて報告を受ける。

②取締役及び使用人は、当社の業務に重大な影響を及ぼす事項を発見した場合は、監査役に報告する。

(7) その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役は、代表取締役をはじめ他の取締役及び使用人に対し、必要に応じヒアリングや意見交換を実施する。

②監査役は、内部監査室と連携して職務に当たるとともに、公認会計士とも意見及び情報交換を行い、効率的な監査を実施する。

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**588,811**	**流動負債**	**345,196**
現金及び預金	134,820	買掛金	65,145
受取手形	774	短期借入金	10,000
売掛金	296,986	1年内返済予定の長期借入金	13,008
リース債権	12,968	リース債務	17,791
リース投資資産	41,909	未払金	90,534
仕掛品	22,796	未払費用	17,190
前払費用	27,203	未払消費税等	20,149
繰延税金資産	36,460	前受金	27,074
未収還付法人税等	14,877	前受収益	44,500
その他	13	賞与引当金	34,195
固定資産	**655,697**	受注損失引当金	390
有形固定資産	**284,275**	その他	5,215
建物	72,706	**固定負債**	**102,090**
構築物	490	長期借入金	19,472
工具、器具及び備品	19,085	リース債務	42,094
リース資産	26,883	長期未払金	1,050
土地	165,110	繰延税金負債	29,312
無形固定資産	**31,542**	その他	10,161
ソフトウエア	31,218	負債合計	447,287
その他	324	（純資産の部）	
投資その他の資産	**339,879**	**株主資本**	**730,266**
投資有価証券	326,721	**資本金**	**221,240**
破産更生債権等	219	**資本剰余金**	**186,906**
長期前払費用	520	資本準備金	186,906
その他	12,637	**利益剰余金**	**325,195**
貸倒引当金	△219	利益準備金	15,729
		その他利益剰余金	309,466
		別途積立金	200,000
		繰越利益剰余金	109,466
		自己株式	**△3,075**
		評価・換算差額等	**66,954**
		その他有価証券評価差額金	**66,954**
		純資産合計	797,221
資産合計	1,244,509	負債純資産合計	1,244,509

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金	額
売上高		1,064,081
売上原価		748,221
売上総利益		315,860
販売費及び一般管理費		293,897
営業利益		21,962
営業外収益		
受取利息及び配当金	5,663	
その他	4,338	10,002
営業外費用		
支払利息	587	587
経常利益		31,376
税引前当期純利益		31,376
法人税、住民税及び事業税	809	
法人税等調整額	△11,300	△10,491
当期純利益		41,868

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
平成26年４月１日　残高	221,240	186,906	186,906	15,729	200,000	88,491	304,220	△3,075	709,291
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△20,892	△20,892		△20,892
当期純利益						41,868	41,868		41,868
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	―	―	―	―	―	20,975	20,975	―	20,975
平成27年３月31日　残高	221,240	186,906	186,906	15,729	200,000	109,466	325,195	△3,075	730,266

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成26年４月１日　残高	26,611	26,611	735,902
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△20,892
当期純利益			41,868
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	40,343	40,343	40,343
事業年度中の変動額合計	40,343	40,343	61,318
平成27年３月31日　残高	66,954	66,954	797,221

１．重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

・時価のないもの　移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

・仕掛品　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）　定率法
ただし、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、３年間均等償却
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建　　物　　８～50年

② 無形固定資産（リース資産を除く）　定額法
ただし、ソフトウエア（市場販売目的）については、３年以内の見込販売可能期間（完成年度を含む３年間）で均等償却
なお、ソフトウエア（自社利用目的）については、社内における見込利用可能期間（５年）による定額法

③ リース資産　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給対象期間に応じた支給見込額を計上しております。

③ 受注損失引当金　受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 受注制作のソフトウエアに係る収益及び費用の計上基準

ａ．当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるもの

工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）

ｂ．その他のもの

検収基準

② ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(5) 消費税等の会計処理

税抜き方式によっております。

(6) 退職給付制度

当社は確定拠出型の退職金制度を採用しており、従業員退職金の100％について、特定退職金共済制度に加入しております。

なお、平成27年３月31日現在の積立金合計額は144,279千円であります。

２．貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保対応債務

① 担保に供している資産

建物	72,706千円
土地	103,110千円
計	175,816千円

② 担保対応債務

短期借入金	10,000千円
１年内返済予定の長期借入金	13,008千円
長期借入金	19,472千円
計	42,480千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 245,053千円

(3) 取締役、監査役に対する金銭債務

金銭債務 71,800千円

３．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	3,500千株	－千株	－千株	3,500千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	17千株	－千株	－千株	17千株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成26年６月25日開催の第40期定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　20,892千円
・１株当たり配当額　６円
・基準日　平成26年３月31日
・効力発生日　平成26年６月26日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

平成27年６月24日開催の第41期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額　20,892千円
・１株当たり配当額　６円
・基準日　平成27年３月31日
・効力発生日　平成27年６月25日

(4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

４．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	11,226千円
未払法定福利費	1,811千円
ソフトウェア	1,274千円
未払金	23,227千円
長期未払金	336千円
その他	1,519千円
繰延税金資産小計	39,394千円
評価性引当額	△709千円
繰延税金資産合計	38,685千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△31,537千円
繰延税金負債合計	△31,537千円
繰延税金資産の純額	7,148千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.34％から平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、32.83％に、平成28年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.06％となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が276千円、法人税等調整額が2,993千円、その他有価証券評価差額金が3,269千円、それぞれ増加しております。

５．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品の状況に対する取組方針

資産運用は、長期的、大局的見地に立って運用を行い、安全性、流動性、収益性を考慮して行っております。

また、借入金は、運転資金の確保を目的としたものであり、銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金、リース債権及びリース投資資産は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に配当収入を目的としておりますが、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが２ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金は、運転資金の確保を目的としたものであり、短期間で決済されております。

長期借入金は、運転資金の確保を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後２年６ヶ月であります。

長期未払金は、役員退職慰労金の打切り支給に係る債務であり、各役員の退職時に支給する予定であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、販売管理規程に従い、受注前に取引先の状況を確認し、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

b. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき管理部門が毎月資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定において変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注）２．参照）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
①現金及び預金	134,820	134,820	－
②受取手形	774	774	－
③売掛金	296,986	296,986	－
④リース債権	12,968	13,011	43
⑤リース投資資産	41,909	42,188	279
⑥未収還付法人税等	14,877	14,877	－
⑦投資有価証券	305,943	305,943	－
資産計	808,279	808,602	322
①買掛金	65,145	65,145	－
②短期借入金	10,000	10,000	－
③１年内返済予定の長期借入金及び長期借入金	32,480	32,529	49
④未払金	90,534	90,534	－
⑤未払消費税等	20,149	20,149	－
⑥長期未払金	1,050	1,011	△38
負債計	219,360	219,371	11

（注）１．金融商品の時価の算定方法

資産

① 現金及び預金、② 受取手形、③ 売掛金、⑥未収還付法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④ リース債権、⑤ リース投資資産

これらの時価の算定は、元利金の合計額を、同様の新規契約を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。

⑦ 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負債

① 買掛金、②短期借入金、④ 未払金、⑤ 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ １年内返済予定の長期借入金及び長期借入金

これらの時価の算定は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。

⑥ 長期未払金

長期未払金の時価の算定は、合理的に見積りした支払予定時期に基づき、国債の利回りに信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値によっております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	20,778

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「⑦投資有価証券」には含めておりません。

６．関連当事者との取引に関する注記

関連当事者との重要な取引はありません。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　228円95銭

(2) １株当たり当期純利益　12円２銭

８．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月15日

株式会社テスク
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	瀧　沢　宏　光　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	加　藤　克　彦　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社テスクの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及び附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査部門等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議に基づく取締役の職務の執行については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人　有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月18日

株式会社テスク　監査役会

常勤監査役　横山真次 ㊞
監査役　藤橋武久 ㊞
監査役　佐々木和實 ㊞

(注) 監査役横山真次、監査役藤橋武久及び監査役佐々木和實は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当事業年度の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに株主の皆様への安定的な配当の継続を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

①　配当財産の種類

金銭といたします。

②　配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき６円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は20,892,852円となります。

③　剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年６月25日といたしたいと存じます。

第２号議案　資本準備金の額の減少及び資本金の額の増加の件

今後の事業拡大に備え、会社法第448条第１項の規定に基づき、資本準備金の額の減少を行い、その全額を資本金に組み入れたいと存じます。組み入れ後の資本金の金額は、302,000,000円となります。

①　減少する資本準備金の額

資本準備金186,906,000円のうち80,760,000円

②　減少する資本準備金の額のうち資本金へ組み入れる額

80,760,000円

③　資本準備金の額の減少及び資本金の額の増加が効力を生じる日

平成27年６月24日

第３号議案　定款一部変更の件

１.変更の理由

（１）当社の今後の事業展開に備え、事業を機動的に営むことができるように目的の条項を追加するものであります。

（２）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行され、監査等委員会設置会社へ移行することが可能になったことに伴い、経営の監督とコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るため監査等委員会設置会社へ移行することとし、そのために必要な規定を新たに置くなど関係条文につき所要の変更を行なおうとするものであります。

（３）監査等委員会設置会社への移行に伴い、業務執行を行う取締役とその監督を行う取締役が業務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役の決議によって取締役の責任を法令の定める範囲内において免除することができる規定、及び取締役（業務執行取締役等であるものを除きます。）の責任を法令の定める額に限定する契約を締結できる規定を新設するものであります。なお、この変更案については監査役会において監査役全員の同意を得ております。

（４）機動的な資本政策及び配当政策を可能にするため剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とする旨の規定を新設し、これに伴い、当該規定と重複することになる現行定款規定第７条（自己株式の取得）及び第41条（中間配当）を削除するものであります。

（５）上記変更に伴い、必要となる条数の変更の調整、その他文言の整理を行うものであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

２.変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第１章　総則	第１章　総則
第１条　＜条文省略＞	第１条　＜現行どおり＞
第２条（目的）	第２条（目的）
１.～４.＜条文省略＞	１.～４.＜現行どおり＞
＜新設＞	５.労働者派遣業務
５.前各項に付帯する一切の業務	６.前各項に付帯する一切の業務
第３条　＜条文省略＞	第３条　＜現行どおり＞

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第４条（機関） 　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査役 （３）監査役会 （４）会計監査人	第４条（機関） 　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査等委員会 ＜削除＞ （３）会計監査人
第５条～第６条　＜条文省略＞	第５条～第６条　＜現行どおり＞
第７条（自己株式の取得） 　当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会決議によって自己株式を取得することができる。	＜削除＞
第８条～第17条　＜条文省略＞	第７条～第16条　＜現行どおり＞
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会ならびに監査等委員会
第18条（員数） 　当会社の取締役は15名以内とする。	第17条（員数） １．当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。
＜新設＞	２．当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は４名以内とする。
第19条（取締役の選任） １．取締役は、株主総会において選任する。	第18条（取締役の選任） １．取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会において選任する。
２．＜条文省略＞	２．＜現行どおり＞
３．＜条文省略＞	３．＜現行どおり＞

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第20条（取締役の任期） 1．取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。 2．増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了するときまでとする。 ＜新設＞ ＜新設＞	第19条（取締役の任期） 1．取締役（監査等委員を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ＜削除＞ 2．監査等委員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 3．任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
第21条（取締役会の招集権者及び議長） 1．取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。 2．取締役会長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	第20条（取締役会の招集権者及び議長） 1．取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2．取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
第22条（取締役会の招集通知） 1．取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2．取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。	第21条（取締役会の招集通知） 1．取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2．取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
＜新設＞	第22条（監査等委員会の招集通知） １．監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。
第23条（取締役会の決議方法） 取締役会の決議は、取締役の過半数に当る取締役が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。	第23条（取締役会の決議方法） 取締役の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数に当る取締役が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
＜新設＞	第24条（監査等委員会の決議方法） 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数に当る監査等委員が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。
第24条（取締役会の議事録） 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	第25条（取締役会の議事録） 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。
＜新設＞	第26条（監査等委員会の議事録） 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。
第25条　＜条文省略＞	第27条　＜現行どおり＞

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
＜新設＞	第28条（業務執行の決定の取締役への委任） 当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。
＜新設＞	第29条（取締役会規程） 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。
＜新設＞	第30条（監査等委員会規程） 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第26条（取締役の報酬等） 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	第31条（取締役の報酬等） 取締役の報酬等は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
第27条（取締役会の決議の省略） 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。	第32条（取締役会の決議の省略） 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
＜新設＞	第33条（取締役の責任免除） １．当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第５章　監査役及び監査役会	＜削除＞
第28条（監査役の員数） 当会社の監査役は４名以内とする。	＜削除＞
第29条（監査役の選任） １．監査役は、株主総会において選任する。 ２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	＜削除＞
第30条（監査役の任期） １．監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。 ２．補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。	＜削除＞

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第31条（常勤監査役） 　監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。	＜削除＞
第32条（監査役会の招集通知） 　１.監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 　２.監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。	＜削除＞
第33条（監査役会の決議方法） 　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	＜削除＞
第34条（監査役会の議事録） 　監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	＜削除＞
第35条（監査役の報酬等） 　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	＜削除＞
第６章　会計監査人	第５章　会計監査人
第36条～第37条　＜条文省略＞	第34条～第35条　＜現行どおり＞
第38条（会計監査人の報酬等） 　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	第36条（会計監査人の報酬等） 　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第７章　計算	第６章　計算
第39条　＜条文省略＞	第37条　＜現行どおり＞
＜新設＞	第38条（剰余金の配当等の決定機関） 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる。
＜新設＞	第39条（剰余金の配当の基準日） １．当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。 ２．当会社の中間配当の基準日は、毎年９月30日とする。 ３．前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
第40条（剰余金の配当） 当会社の剰余金の配当は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に支払う。	＜削除＞
第41条（中間配当） 当会社は、取締役の決議により、毎年９月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第５項に定める剰余金の配当（以下中間配当金という）を行うことができる。	＜削除＞
第42条　＜条文省略＞	第40条　＜現行どおり＞

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

第３号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員は定款変更の効力発生の時に任期満了により退任となります。つきましては、第３号議案「定款一部変更の件」をご承認いただくことを条件に、監査等委員会設置会社に移行後の取締役４名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第３号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	梅田　源（うめだ　はじめ） （昭和53年６月24日）	平成14年４月　日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成22年４月　当社入社 平成22年６月　当社取締役 平成22年10月　当社取締役副社長 平成23年６月　当社代表取締役社長（現任）	220,000株
2	稲葉史玉（いなば　ふみよし） （昭和33年12月12日）	昭和57年３月　当社入社 平成11年６月　当社取締役 平成25年４月　当社取締役東日本システム部長（現任）	42,000株
3	岡本匡弘（おかもと　まさひろ） （昭和33年４月１日）	昭和55年３月　当社入社 平成12年６月　当社取締役 平成14年４月　当社取締役管理部長（現任）	45,000株
4	三浦英二（みうら　えいじ） （昭和35年８月３日）	昭和58年３月　当社入社 平成18年６月　当社取締役 平成26年４月　当社取締役営業部長（現任）	41,000株

（注）各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

第５号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第３号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、監査役全員は定款変更の効力発生の時に任期満了により退任となります。つきましては、第３号議案「定款一部変更の件」をご承認いただくことを条件に、監査等委員会設置会社に移行後の監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第３号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

なお、本議案については、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	横山真次（よこやましんじ） （昭和24年２月13日）	平成15年６月　名古屋銀行執行役員エリア長 平成20年６月　株式会社ナイス代表取締役社長 平成24年６月　株式会社テクノ菱和監査役（現任） 平成25年６月　当社常勤監査役（現任）	1,000株
2	藤橋武久（ふじはしたけひさ） （昭和16年９月２日）	昭和58年11月　株式会社トーカン取締役 昭和62年５月　当社監査役（現任） 平成13年12月　株式会社トーカン監査役	9,000株
3	佐々木和實（ささきかずみ） （昭和23年11月24日）	平成18年４月　株式会社シーアイエス代表取締役社長 平成22年４月　同社顧問 平成23年６月　当社監査役（現任）	2,000株

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．横山真次氏、藤橋武久氏及び佐々木和實氏は、社外取締役候補者であります。

なお、藤橋武久氏は名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

３．(1) 候補者 横山真次氏は、金融機関での長年の経験及び企業経営者としての豊富な経験や識見を生かし、経営全般に関する有効な助言をいただけるものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。

(2) 候補者 藤橋武久氏は、管理部門での豊富な経験や識見を生かし、経営全般に関する有効な助言をいただけるものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。

(3) 候補者 佐々木和實氏は、経営者としての幅広く高度な識見と長年の豊富な経験により、経営全般に関する有効な助言をいただけるものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。

４．横山真次氏、藤橋武久氏及び佐々木和實氏が原案どおり社外取締役として選任された場合、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役報酬額は、平成12年６月22日開催の第26期定時株主総会において年額90,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただき、今日に至っております。第３号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行することから第３号議案「定款一部変更の件」をご承認いただくことを条件に、昨今の経済情勢等諸般の事情も勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬額を年額90,000千円以内とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとすることにつきお諮りするものです。なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は６名でありますが第３号議案及び第４号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は４名となります。

本議案は、第３号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第７号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第３号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行することから第３号議案「定款一部変更の件」をご承認いただくことを条件に、昨今の経済情勢等諸般の事情も勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬額を年額20,000千円以内とすること、及び監査等委員である各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることにつきお諮りするものです。

第３号議案及び第５号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は３名となります。

本議案は、第３号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第８号議案　会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名　　称	太陽有限責任監査法人
事　務　所	主たる事務所 本部・東京事務所　東京都港区赤坂八丁目１番22号 赤坂王子ビル 業務執行社員の執務する事務所 名古屋事務所　名古屋市中村区名駅四丁目６番23号 第三堀内ビル その他事務所 大阪事務所 神戸オフィス 北陸事務所 福井オフィス 富山オフィス
沿　革	昭和46年９月　太陽監査法人設立 昭和54年６月　永昌監査法人設立 昭和60年９月　元監査法人設立 平成３年４月　アクタス監査法人設立 平成６年10月　グラント・ソントン　インターナショナル加盟 平成10年４月　霞が関監査法人設立 平成11年４月　元監査法人とアクタス監査法人が合併し、アクタス元監査法人となる 平成13年７月　エーエスジー監査法人に社名変更 （平成15年２月よりＡＳＧ監査法人） 平成18年１月　太陽監査法人とＡＳＧ監査法人が合併し、太陽ＡＳＧ監査法人となる 平成20年７月　有限責任組織形態に移行 太陽ＡＳＧ有限責任監査法人となる 平成24年７月　永昌監査法人と合併 平成25年10月　霞が関監査法人と合併 平成26年10月　太陽有限責任監査法人に法人名変更

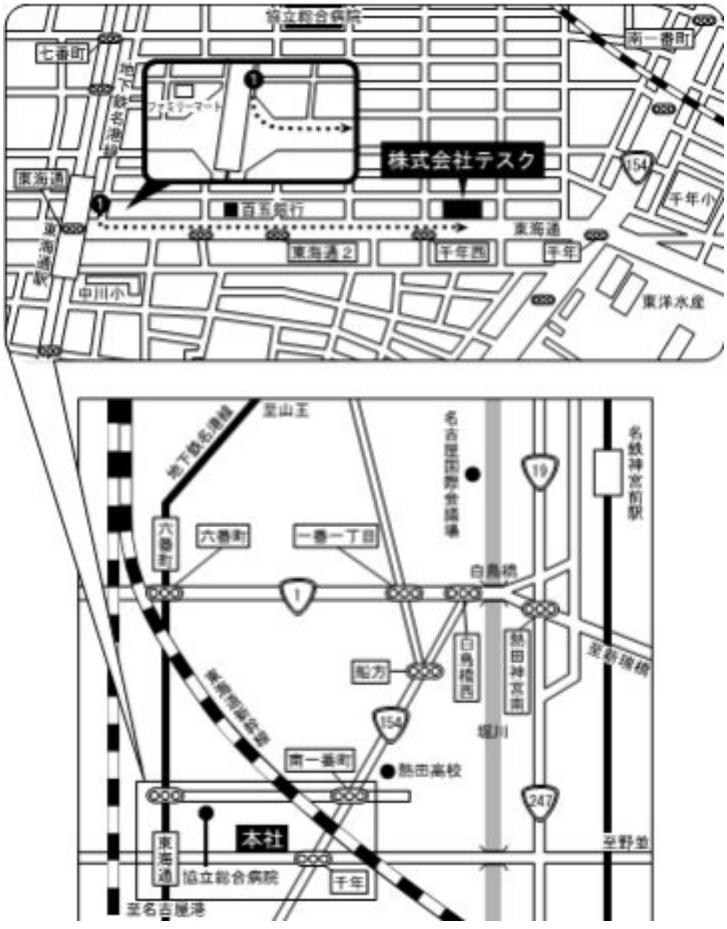
概　　要 （平成27年４月１日）	人　　員 代表社員・社員　55名 特定社員　2名 公認会計士　189名 公認会計士試験合格者等　86名 その他専門職　23名 その他職員　44名 合　　計　399名 被監査会社数　509社 資本金　293.5百万円

（注）監査役会が太陽有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人は長年に亘る企業会計監査の実績を有し、独立性をはじめ職業的専門家としての適格性及び監査活動の適切性・妥当性等から、当社の現状及び業務内容により即した会計監査が適正に行われることと判断したためであります。

以　上

株主総会会場ご案内図

名古屋市熱田区三番町21番８号
当社　本社２階会議室
TEL 052-651-2131（代表）



交通機関　地下鉄
名港線「東海通」駅下車　１番出口より徒歩約８分

※なお、当日は駐車場の用意ができませんので、あしからずご了承ください。